

SECフラッシュレポート

COSO が小規模公開会社向けの新しいガイダンスを発表（2006年7月13日）

2006年7月11日、証券取引委員会（SEC）は、財務報告に係る内部統制（ICFR）の評価に関して近々発表される経営者のためのガイダンスの準備作業として、概念文書を発表した。さらに同日、米国トレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）は、「内部統制の統合的枠組」（*Internal Control - Integrated Framework*）の小規模会社への適用に関するガイダンスを発表した。本フラッシュレポートは、COSOが発表したこの最新のガイダンスを要約したものである。SECの概念文書の目的と焦点については、別のフラッシュレポートに要約されている。これらの発表資料は、どちらも公開会社に対する2002年米国企業改革法（SOX法）に準拠したICFRの有効性評価実施の要請に関する経営者のためのガイダンスを取り纏める際に、SECが考慮に入れる具体的な要点となるため、重要である。

「財務報告に係る内部統制 — 小規模公開会社のためのガイダンス」（*Internal Control over Financial Reporting - Guidance for Small Public Companies*）と題されたCOSOの新しいガイダンスは、小規模会社が1992年に発表された「内部統制の統合的枠組」がより容易でかつ費用対効果の高い方法で適用できるように、SECの要請を受けて作成された。1992年版の枠組は、2年前からSOX法を遵守してきた米国の大規模公開会社の多くが選択した基準であった。しかしながら小規模会社は、このオリジナル版の枠組には小規模会社特有の状況へ適用するための十分なガイダンスが提供されていないとの懸念を訴えてきた。小規模会社 — 非早期提出企業 — がSOX法404条への遵守を開始するのは来年以降である。

新しいガイダンスの発表と併せ、COSOは2006年7月11日にパネルディスカッションを主催した。このパネルディスカッションでは、(a) 新しいCOSO文書の概要、(b) 新しいガイダンスの利用方法についての提案、(c) 小規模会社の経営陣、外部監査人、内部監査人それぞれの意見が提示された。パネ

ルの司会役は内部監査人協会のデイブ・リチャーズ（Dave Richards）会長が務め、COSOのラリー・リッテンバーグ（Larry Rittenberg）委員長らが出席した。

COSO文書の概要

COSOの新しいガイダンスは、SECの首席アカウント（Chief Accountant）の要請に応じて作成された。ラリー・リッテンバーグが概説しているとおり、新しいガイダンスには次の2つの目的がある。

- 小規模会社による利用のために、内部統制の基本原則を一層具体化する。
- 小規模会社の環境における原則の適用についての事例を示す。

オリジナル版の1992年「内部統制の統合的枠組」の内容自体が変更された訳ではない。新しいガイダンスは、オリジナル版に取って代わるものではなく、オリジナル版の枠組に基づき、その基本原則を明確化するものである。

このプロジェクトにおけるCOSOの全体的な焦点は、原則主義に基づくガイダンスを策定することである。原則主義に基づくガイダンスに重点を置くことは、以下のことを示唆している。

- 経営陣の判断は、内部統制の有効性のあらゆる評価の前提条件となる。経営陣は、内部統制を構築する最良の方法を決定しなければならない。したがって、文書化、評価、テストの対象とする重要なコントロールを決定できるのは経営陣だけである。
- 有効な内部統制を実施する方法には複数の選択肢があるため、どんな状況にも適用できる「画一的な」アプロー

チは存在しない。新しいガイダンスはハウツー本ではないため、やはり経営陣自ら決定を行う必要がある。

- 有効な内部統制は、持続的なプロセスである。したがって、改善と効率性に注意を払うことが重要である。
- 内部統制の5つの構成要素は相互に関連している。有効な内部統制を実現する持続的なプロセスにおいて、5つの構成要素のすべてが重要性を持つ。
- 内部統制の目的に着目することが重要である。ガイダンスは、20の基本原則、並びにそれらの原則の属性を提示している。20の原則は、本フラッシュレポートの末尾に添付された別紙に要約されている。これらの原則は、内部統制の5つの構成要素を評価するためのガイダンスとなる。属性は、原則を評価するためのガイダンスとなる。

ガイダンスは、小規模会社によくある困難な課題について取り上げている。こうした課題には、文書化、職務分掌、経営陣による内部統制の無視、有効なモニタリングの役割や重要性が比較的大きいことなどがある。ガイダンスで提示されている例は、小規模会社における事例に基づいている。

ガイダンスの利用方法

ガイダンスは3部から構成されている。

- 第I部はエグゼクティブサマリーである。第I部の読者として想定されているのは、取締役会、監査委員会、上級経営者である。第I部には、最近の動向、内部統制の課題、内部統制の費用・便益が要約されている。また、有効な内部統制を設計するための基礎として、リスクに焦点をあて、内部統制をプロセスとして捉える観点を紹介している。
- 第II部は、ガイダンスであり、3部のうち最も大きい。読者として想定されているのは、上級経営者、および内部統制の設計、導入、運用に携わる管理者である。第

II部では、小規模会社におけるICFRの概要を示し、内部統制の費用・便益や企業が費用対効果の高い内部統制を達成するという課題にどのように対処することができるかを検討し、より高い効率を達成するためのその他の考慮事項を提示している。第II部は、オリジナル版の1992年「内部統制の統合的枠組」(「枠組」)から導かれた前述の20の基本原則に焦点をあてている。これらの原則は、小規模会社が費用対効果の高い内部統制を実現する手助けとなる。

第II部には、原則、属性、アプローチ、事例が詳述されている。

- **原則**とは、財務報告に係る有効な内部統制に関連した基本的概念であり、枠組の5つの構成要素から直接導かれたものである。
- **属性**とは、特定の原則に関連した特徴であり、その原則の評価方法を明確化したものである。
- **アプローチ**とは、小規模会社が特定の原則をどのように適用できるかについて記述したものである。
- **事例**とは、原則を適用するためにアプローチをどう用いることができるかを例示したものである。アプローチの中で、それぞれの実例は属性に関連付けられており、原則を実現する最善の方法を検討する際に役立つであろう。

- 第III部には、各種の評価ツールが含まれている。経営陣は、これらのツールの一部または全部を使うこともできるし、あるいはまったく使わなくてもよい。想定されている読者は、ICFRの有効性評価や上級経営者による評価に対しての支援が要請されている管理者およびその他の関係者である。第III部には、内部統制評価プロセスにおいて経営陣の助けとなるように、具体例に即したツールが収められている。経営陣は、会社が原則を有効に適用してきたかどうかを判断する際にこの具体例に即したツールを使用することができる。

小規模会社の観点

新しいガイダンスは、(a) 1992年のCOSO「内部統制の統合的枠組」で概説された5つの構成要素に対応した個別の原則と属性に焦点をあてること、および (b) 具体例に即したアプローチと事例を提供することによって、小規模会社の助けとなるものと期待される。第II部と第III部には、小規模会社が原則と関連する属性を実際にどのように実現したかが例示されている。事例は、チェックリストとして使われる意図ではないが、COSOでは、アプローチや文書化のレベルを決定する上で、事例が小規模会社の経営陣の助けになると考えている。すべての事例は小規模会社の実際の状況から引用されたものであり、小規模会社の環境においてコントロールがどのように機能するかを例示する上で役に立つものである。

費用対効果の高い内部統制を実現するためには、有効なリスク評価プロセスが必要不可欠である。ガイダンスでは、コストのコントロールや、内部統制の適切なレベルの確認やテクノロジー関連の問題の管理に役立つ、有効なリスク評価を実施する方法について適切な例が提示されている。例えば、小規模会社でよくみられる以下のような課題への対処に関する事例とアプローチが示されている。

- ・ 人的資源（職務分掌）。小規模会社では、「資源の追加」は必ずしも解決法とはなりえない。したがってガイダンスは、代替的なコントロールの導入例を提示している。
- ・ 経営者の直接関与
- ・ 取締役会のメンバー構成
- ・ 有能な経理担当者
- ・ 情報システム
- ・ 文書化（ガイダンスには、コントロールの設計と導入のために小規模会社が使用できるテンプレートが提供されている）

ガイダンスを利用することにより、経営陣と取締役会は、組織の複雑さを考慮して財務報告目的のために必要なコントロール

の種類や要求水準に関してより賢明な決定を行えるようになる。組織の複雑さは、取引の複雑さ、業務の分散度、情報システムの洗練度といった要因の影響を受ける。

ガイダンスはまた、重要なコントロールのみを適切な規模で設計し導入することによって、小規模公開会社が効果的かつ効率的に内部統制の設計や導入を行うことに資するであろう。ハウツー本ではないとはいえ、第III部に収められたツールとテンプレートは、小規模会社が文書化を実施する上でも役に立つであろう。

外部監査人の観点

外部監査人にとって予想される便益に関して言えば、最新版のCOSOガイダンスとツールは、小規模公開会社の監査プロセスにプラスになるとともに、次のような点で効率性を高めるであろう。

- ・ 従来、監査人と経営陣の間で「重要なコントロール」に関する認識は一致していなかった。COSOは、新しいガイダンスによって、監査人と経営陣の間で適切なコントロールに関する対話が促進され、意見の一致に向かうであろうと期待している。
- ・ ガイダンスによって、企業間や業種の違いを超えたCOSOの原則主義の適用がさらに進むことが期待される。こうした一貫性が実現することにより、企業間や業種の違いを超えた類似のコントロールが実施されることになり、監査人による監査の効率が向上するであろう。
- ・ 新しいガイダンスによって、企業の文書化の形式や評価対象範囲の一貫性が促進されるであろう。ガイダンスを適用する企業のリスク評価プロセスの実施方法やコントロールの文書化方法は、より一貫したものとなるであろう。こうした一貫性は、リスク評価を監査人の評価に反映する際の効率性の向上に貢献するであろう。

「小規模」会社がすべて同様ではないため、COSOは小規模会社の何たるかについて明確な線引きはしていない。小規模の定義は、結局のところ、会社の複雑さに左右される。したがって、「小規模会社」の特徴のうち一部は、達成される効率性の程度に影響を及ぼすことになる。こうした特徴には以下のものがある。

- ・ 経営陣がどの程度ガイドラインを適用し適切な姿勢を示すか
- ・ (選択による、または業種による) 会計の複雑さの度合い
- ・ 集中化または分散化の度合い
- ・ 地理的分散の度合い

パネルディスカッションでは、企業は以下のステップを実施することで、監査人の効率を最大限に引き上げることができるとの見解が示された。

- ・ ICFRの評価に真摯に取り組むこと
- ・ 重要な財務諸表科目と開示項目、重要な財務諸表アサーション、重要な統制目的の的を絞った適切なリスク評価を実施すること
- ・ 全社レベルの統制を適切な精度で実施すること（例えば予算と実額の年次比較では十分ではないであろう。モニタリングコントロールは、財務諸表の重大な誤りが公表前に発見されるという合理的な保証を提供しうる精度で行われる必要がある）
- ・ 会社の規模や能力に見合ったビジネスの取引に注力すること

内部監査人の観点

デイブ・リチャーズによると、COSOの枠組は内部監査人によって様々な形で使用できる。例えば、研修資料や内部統制を設計するための枠組として、また、特定の分野における内部統制を評価するための監査プログラムの策定においても使用できる。ガイドンスに収められたツールも、内部監査人が内部統制を評価する際に役に立つ。ガイドンスは、内部監査の結果を要約・

伝達する際にすべての重要な事項が網羅されたかを確認するための参考資料となりうる。ガイドンスは複数のプロセスや監査分野にわたって共通の評価基準を提供するため、監査の標準化が促進される。

COSOパネルディスカッションからの共通のテーマ

COSO主催のパネルディスカッションにおける論評や質疑応答から、いくつかの共通のテーマが提起された。これらの共通のテーマを要約すると、以下のとおりである。

- ・ 最終版ガイドンスは、公開草案とはいくつかの点で異なっている。第1に、公開草案には26の原則があったが、最終版ガイドンスでは20の原則となっている。第2に、最終版ガイドンスは、費用対効果に一層大きな重点を置いている。第3に、最終版ガイドンスは、想定される読者ごとに3部にまとめられている。COSOは、最終版ガイドンスの文書が公開草案よりも読者にとってわかり易くなっていると考えている。例えば最終版ガイドンスは、個々の構成要素と関連する原則や属性を対応させるために同じ色を使う手法を採用している。
- ・ 一般的に、企業は20の基本原則すべてに対処することが期待されている。20の原則すべてに対応できない場合、経営陣はその影響を評価しなければならない。特定の原則に対応できないことは重要な不備や重大な欠陥を示唆するおそれがあるとはいえ、それによって単なる不備を超えたレベルに自動的に分類されるわけではない。同じことは属性についても当てはまる。属性は、原則として特定の原則に関連しているものである。つまり、ある原則への対応が十分であり、有効に機能していると結論付けるために、必ず全ての属性を具備する必要があるというわけではない。
- ・ 第III部に収められている事例とツールは規定的なものではなく、チェックリストでもない。経営陣は、自社に適用する際には、個別の原則に関係する属性の評価に

に基づき、実例を個別の事実や状況に合わせてカスタマイズしなければならない。COSOの枠組に準拠するコストは、組織の複雑さ、使用されるテクノロジー、事業所の数等々の要因に依存する。コントロールをプロセスに「追加する」のではなくコントロールがプロセスに組み込まれるならば、内部統制の構築に関する費用対効果が高まるであろう。

- ガイダンスでは、小規模会社の場合、文書化はそれほど形式的なものでなくてもよいという点が強調されている。とはいえガイダンスは、監査人向けの文書提供における課題を十分に明確化ないし解決してはいない。経営者による主張の根拠を第三者（すなわち外部監査人）に提供するためには、実施されているコントロールが非公式なものかどうかにかかわらず、最低限のレベルの文書化を行う必要がある。監査人は会社に常駐し、運用されているコントロールを常に観察できるわけではないため、監査すべき何らかの対象が必要なのである。監査人は、コントロールが機能しているかどうかについて、上級経営者に対する単なる質問以上の証拠を必要とする。監査の要請は、今後もコンプライアンス・プロセスのコストに影響を及ぼすことになる。
- 多くの小規模会社は、すでに適切な内部統制を有している。内部統制は、失敗するリスクを軽減し、会社の成功を手助けする。内部統制は優れた経営の不可分の一部であり、必須のビジネスプロセスに単に追加されるものではない。とはいえ、小規模公開会社における財務報告には、一般に、より大きなエラーのリスクがある。パネルディスカッションでは、小規模会社に関する「免除」その他の軽減措置について検討する権限をもつ機関は（COSOではなく）SECと議会である点が強調された。
- 経営陣による内部統制の無視や不正のリスクは、財務報告におけるきわめて重要な考慮事項である。ガイダンスは、不正問題に関連した実務的な例を提示している。

不正リスクはリスク評価全体を通じて考慮されるべきであり、統制活動の中に統合されるべきであるとガイダンスは指摘している。

- 小規模会社のITコントロールに関しては、1992年版の枠組では、ITについて十分な検討が実施されていなかった。新しいガイダンスの第II部と第III部は、すべてのコントロールがテクノロジーの影響を受けることから、ITをリスク評価に組み入れるべきだとする見解を提示している。したがって、有効なコントロールの設計やコスト削減のためには、ITを組み入れることがきわめて重要である。第II部と第III部には、リスクを評価し適切なIT全般統制およびアプリケーション統制を設計する方法に関する実例とテンプレートが収められている。ガイダンスには、さほど複雑でないIT環境と、より複雑なIT環境についての実例が含まれている。いわゆる「小規模企業」のIT環境が、必ずしも複雑でないとはいええないことを理解することが重要である。したがって、ガイダンスは規模ではなく、IT環境の複雑さに焦点を当てている。

上記の共通のテーマに加え、その他2つの重要なポイントが提起された。

- ガイダンスで概説された原則は財務報告をベースにしており、組織の構造の如何にかかわらず妥当であること。404条に特有の検討内容もあるが、原則、属性、実例は非営利組織および非公開会社にも適用可能である。また、原則、属性、実例は、大規模会社にとっても有用なはずである。
- 特定のリスク分野やコントロール分野では、更なるガイダンスの必要性があること、及び有効なモニタリングや継続的なリスク評価とは何かといったいくつかの論点を取り上げる必要性があることをCOSOは認識している。COSOは、「エンタープライズリスクマネジメントの統合的枠組」の重要性を強調することも意図している。

要約

要約として、COSOはエグゼクティブサマリーとよくある質問集(27の質問を掲載)を公表している。これらの文書は<http://www.coso.org/publications.htm> で入手することができる。また、完全版全3部のガイダンスは下記のAICPAのウェブサイトで注文できる — <https://www.cpa2biz.com/stores/coso3> (このサイトはCOSOのサイトへもリンクしている)。3部セットのうち、第1部は「エグゼクティブサマリー」である。

■ 別紙

有効なICFRの達成のために必要な基本的概念として COSOが設定した20の基本原則

統制環境

- 1 **誠実性と倫理的価値観** 健全な誠実性と倫理的価値観（とりわけトップマネジメントの）が確立・理解され、財務報告のための行動基準が設けられている。
- 2 **取締役会** 取締役会が、財務報告及びこれに関連する内部統制についての監督責任を理解し、実行している。
- 3 **経営陣の理念と業務運営スタイル** 経営陣の理念と業務運営スタイルが、有効なICFRの実現を支援している。
- 4 **組織構造** 企業の組織構造が有効なICFRを支えている。
- 5 **財務報告に関する能力** 財務報告とそれに関連した監督の役割を担う能力をもつ人材を確保している。
- 6 **権限と責任** 経営陣と従業員に、有効なICFRを促進するための適切なレベルの権限と責任が付与されている。
- 7 **人的資源** 人事の方針と手続は、有効なICFRを促進するよう設計され、実施されている。

リスクの評価

- 8 **財務報告目的** 財務報告の信頼性に係るリスクの特定を可能にする十分な明瞭性と基準をもって、財務報告目的が経営陣によって定められている。
- 9 **財務報告リスク** リスクをどう管理すべきかを判断するための基準として、財務報告目的の達成を阻害するリスクを特定し、分析している。
- 10 **不正リスク** 財務報告目的の達成を阻害するリスクの評価の際に、不正による重要な虚偽表示の可能性が明示的に検討されている。

統制活動

- 11 **リスクの評価との統合** 財務報告目的の達成を阻害するリスクに対処する措置がとられている。
- 12 **統制活動の選定・策定** 財務報告目的の達成を阻害す

るリスクの軽減に関する潜在的有効性とコストを考慮して、コントロール活動が選定・策定されている。

- 13 **方針と手続** 財務報告の信頼性に関する方針が確立され、会社全体に伝達され、方針に対応する手続を通して、経営陣の指示が実行されている。
- 14 **IT** 財務報告目的の達成を支援するため、適宜、ITコントロールが設計され実施されている。

情報とコミュニケーション

- 15 **財務報告情報** 関連情報が特定され、捕捉され、会社の全てのレベルで使用され、財務報告目的の達成を支援する形式で適時に配布されている。
- 16 **内部統制情報** 他の構成要素を実行するために使用される情報が特定され、捕捉され、従業員による内部統制に関する責任の遂行を可能にする形式で適時に伝達されている。
- 17 **社内コミュニケーション** コミュニケーションが、組織のすべてのレベルにおいて、内部統制の目的、プロセス、個々の責任についての理解と実行を可能にし、支援している。
- 18 **外部とのコミュニケーション** 財務報告目的の達成に影響する事項が外部の関係者に伝達されている。

モニタリング

- 19 **日常的・独立的評価** 日常のおよび/または独立的評価によって、ICFRが設定され機能しているかどうかについての経営陣の判断が可能になっている。
- 20 **不備の報告** 内部統制の不備が確認され、是正処置をとる責任をもつ関係者や、必要に応じて経営陣や取締役会に適時に伝達されている。